

第70号議案

加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出

加東市長 岩根正

加東市条例第 号

加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

(加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第1条 加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（平成18年加東市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 前	改 正 後
(期末手当)	(期末手当)
第4条 [略]	第4条 [略]
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の220を乗じ	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合にお

<p>て得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて給与条例第 31 条第 2 項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p><u>いては 100 分の 220、12 月に支給する場合においては 100 分の 230</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて給与条例第 31 条第 2 項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 [略]</p>
--	--

備考 表中の〔〕の記載は注記である。

第 2 条 加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>6 月に支給する場合においては 100 分の 220、12 月に支給する場合においては 100 分の 230</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて給与条例第 31 条第 2 項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100 分の 225</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて給与条例第 31 条第 2 項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 [略]</p>

備考 表中の〔〕の記載は注記である。

(加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 加東市病院事業管理者の給与に関する条例（平成 29 年加東市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条　〔略〕</p> <p>2　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の220を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号。以下「給与条例」という。）第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条　〔略〕</p> <p>2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の220</u>、<u>12月に支給する場合においては100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号。以下「給与条例」という。）第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
3・4　〔略〕	3・4　〔略〕

備考　表中の〔 〕の記載は注記である。

第4条　加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のよう改める。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条　〔略〕</p> <p>2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の220</u>、<u>12月に支給する場合においては100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号。以下「給与条例」という。）第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条　〔略〕</p> <p>2　期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号。以下「給与条例」という。）第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

与条例」という。) 第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3・4 [略]	3・4 [略]
---	---------

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び第3条の規定による改正後の加東市病院事業管理者の給与に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

第70号議案 要旨

加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

人事院及び兵庫県人事委員会の勧告を踏まえ一般職の職員の期末手当を引き上げることに鑑み、特別職の職員で常勤のもの及び病院事業管理者の期末手当を同様に改定するため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

令和5年度に支給する12月期の期末手当の支給月数を2.3月とすること。（第4条）

(2) 加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正（第2条関係）

令和6年度以後に支給する6月期及び12月期の期末手当の支給月数をそれぞれ2.25月とすること。（第4条）

(3) 加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正（第3条関係）

令和5年度に支給する12月期の期末手当の支給月数を2.3月とすること。（第4条）

(4) 加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正（第4条関係）

令和6年度以後に支給する6月期及び12月期の期末手当の支給月数をそれぞれ2.25月とすること。（第4条）

3 市財政への影響 年間496千円の支出増（うち病院事業管理者分236千円）

4 施行期日等

(1) 2(1)及び2(3)関係 公布の日（令和5年4月1日適用）

(2) 2(2)及び2(4)関係 令和6年4月1日